

○建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）

（令和5年3月 国土交通省 大臣官房技術調査課）

○建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）

（令和5年3月 国土交通省 大臣官房技術調査課）

～留意事項～

※通知（令和6年7月2日付け6建政技第89号）に定めがない事項については、上記の要領に準じること。

※実施要領中、「監督職員」は「監督員」に、「土木工事共通仕様書」は「長野県土木工事共通仕様書」に、「現場技術員」は「担当技術者」に読み替えること。

※実施要領中、「受注者は、設計図書に従って監督職員（監督員）等の立会が必要な場合には、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員（監督員）に提出しなければならない」との規定があるが、工事書類簡素化ガイドライン（令和6年4月適用）に基づき、週間工程表等他の様式や、口頭、メール等による「連絡」でも可とする。

※実施要領中、「確認実施者が現場技術員（担当技術者）の場合は、（中略）遠隔臨場の映像を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム等で監督職員（監督員）へ提出する」との規定があるが、工事書類簡素化ガイドライン（令和6年4月適用）に基づき、現場技術員（担当技術者）の場合でもキャプチャ等の提出は不要とする。